公開用

許可番号 第０３５９６００２０４２号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

優良

住　　所　　大阪府大阪市北区堂島浜一丁目４番１６号
氏　　名　　共英製鋼株式会社
　　代表取締役　廣冨　靖以

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第６項の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事　　村　岡　　嗣　政

許　可　の　年　月　日　　令和　５年　３月３１日

許 可 の 有 効 年 月 日　　令和 １２ 年　３ 月　３ 日

１．事業の範囲
(1)事業の区分
中間処理（焼却・溶融）
最終処分（埋立処分）
(2)特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

２．事業の用に供するすべての施設
焼却･溶融（2基）
設置場所:山口県山陽小野田市大字小野田6289番18、設置年月日:昭和48年12月25日
処理能力:460t/日(24時間)
設置場所:山口県山陽小野田市大字小野田6289番161、設置年月日:平成16年２月19日
処理能力:56t/日(24時間)＜燃え殻＞、59㎥/日(24時間)＜汚泥＞、
74㎥/日(24時間)＜廃油＞、72t/日(24時間)＜廃酸、廃ｱﾙｶﾘ＞、
38t/日(24時間)＜鉱さい＞、50t/日(24時間)＜ばいじん、13号廃棄物＞、
69t/日(24時間)＜感染性産業廃棄物＞、40t/日(24時間)＜廃石綿等＞
許可年月日:平成15年３月27日、許可番号:第99号の18

管理型最終処分場
設置場所:山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番18
設置年月日:平成16年４月25日、埋立面積:84,008㎡、埋立容量:495,062.1㎥
許可年月日:平成15年３月27日、許可番号:第99号の17

設置場所:山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番19、7525番30
設置年月日:平成9年7月8日、埋立面積:85,185㎡、埋立容量:502,440㎥
許可年月日:平成19年2月23日、許可番号:第16号の17

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況
令和　５年　３月３１日　更新許可

５．規則第１０条の１６第２項の規定による許可証の提出の有無
無

特別管理産業廃棄物の種類

焼却・溶融：燃え殻　(ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｾﾚﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚　泥　(水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃　油　(揮発油類、灯油類及び軽油類又は、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃　酸　(水素ｲｵﾝ濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃ｱﾙｶﾘ　(水素ｲｵﾝ濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

鉱さい　(水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｾﾚﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん　(輸入された集じんばいじん、水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｾﾚﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

13号廃棄物　(水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃石綿等

以上10種類

埋立処分：廃石綿等

以上1種類